

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 1 北九州市の現状と課題

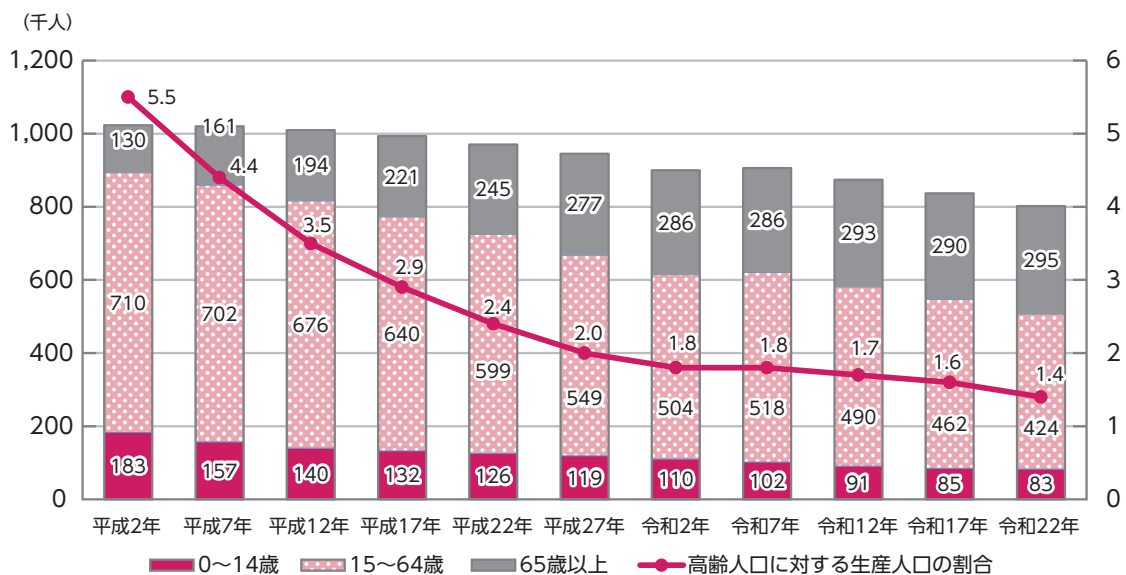
#### 1 少子高齢化・人口減少社会

我が国では、少子高齢化が急速に進んでおり、それに伴って人口も減少しています。こうした変化は、暮らしや福祉のしくみに大きな影響を与えることが懸念されています。

特に本市は、政令指定都市の中でも高齢化が進んでおり、令和7年9月現在の高齢化率は31.6%と最も高くなっています。また、人口は昭和54年の約106万人をピークに、年々減少しています。将来の見通しでは、令和22(2040)年には、総人口約80万人のうち約29万人が高齢者となり、高齢化率は36.8%に達すると見込まれています。地域全体で支え合う力がこれまで以上に求められる状況になると考えられます。

図表1からは、高齢者の人数は2040年ごろまで増える一方で、地域を支える中心となる働く世代の人数が大きく減っていくことが分かります。その結果、高齢者一人を支える働く世代の人数は年々少なくなり、家族や地域、福祉サービスを担う人材が不足していくことが危惧されます。

【図表1】 年齢3区分の人口推移と高齢人口に対する生産人口の割合（北九州市）



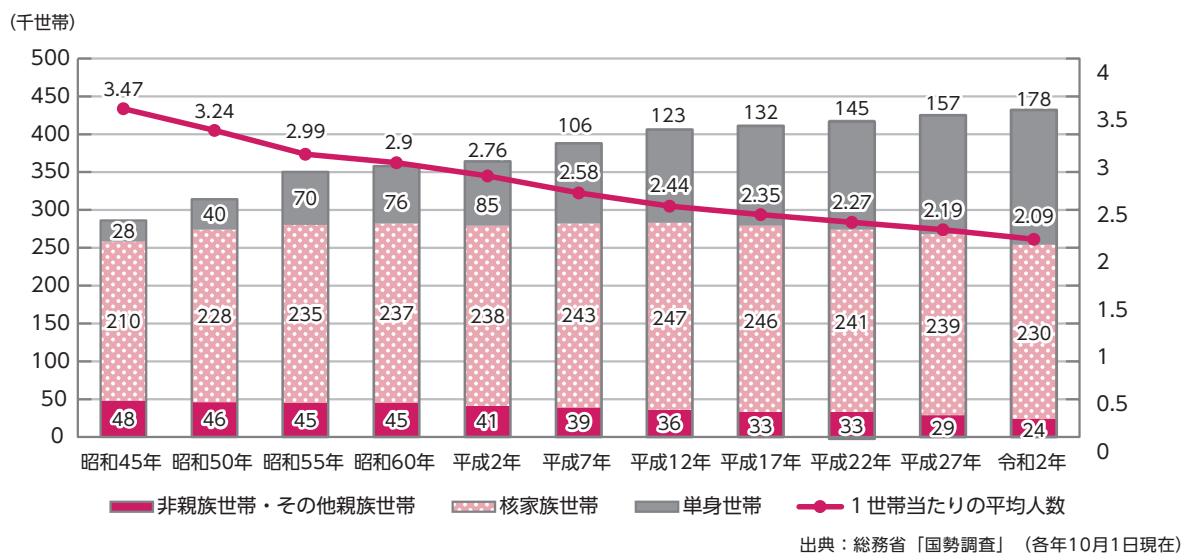
出典：令和2年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、  
令和7年は住民基本台帳（令和7年9月30日現在）  
令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

## 2 つながりづくり

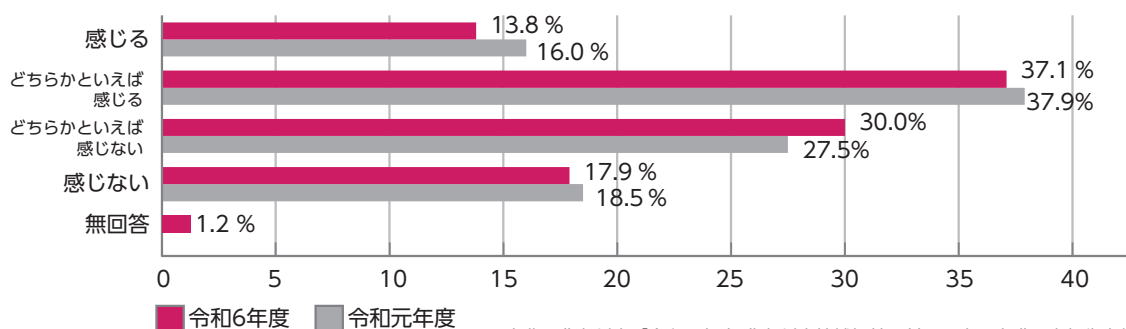
少子高齢化の更なる進行や、就学・就労に伴う転出、個人の価値観の多様化などにより、本市でも単身世帯が増加し、令和2年度における1世帯当たりの平均人数は2.09人となっています（図表2）。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延は働き方や人との距離感に変化をもたらしました。このような社会構造の変化により、直近では人と人とのつながりが希薄になっています（図表3）。その結果、独りぼっちを感じる「孤独」を抱える人や、誰とも交流がほとんどない「孤立」の状態に陥る人が顕在化し、現代の社会問題となっています。

孤独・孤立に至る背景や、当事者が置かれる状況は多岐にわたります。状況などに応じた多様なアプローチや取組みによって、人と人、人と地域がつながる地域づくりを進め、誰ひとり取り残さない社会を目指して行く必要があります。

【図表2】 世帯数の推移（北九州市）



【図表3】 住んでいる地域で近所の人同士の「つながり」や「支え合い」を感じるか



※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

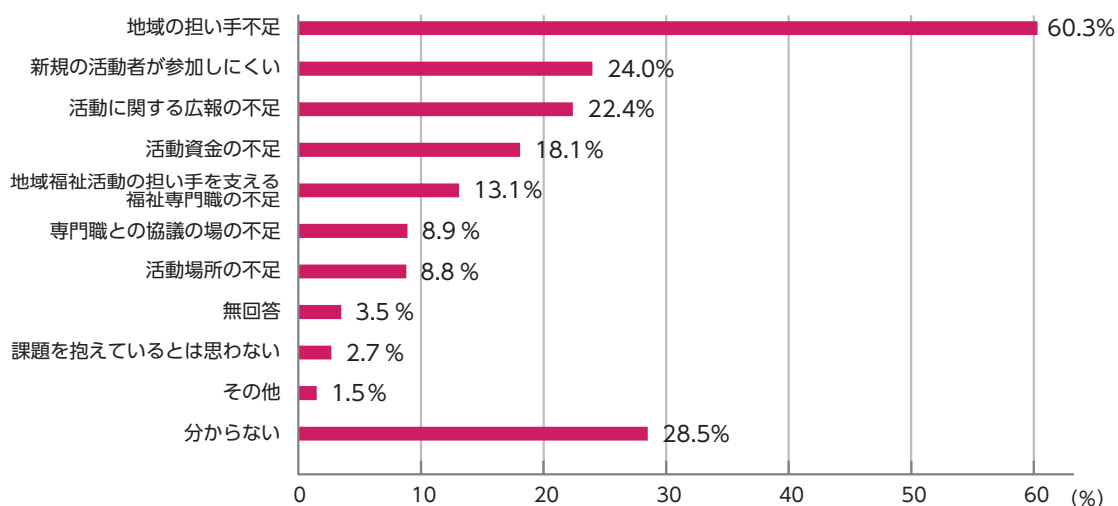
### 3 地域福祉活動の担い手・福祉人材の確保

本市の高齢者施策を総合的に推進する「北九州市しあわせ長寿プラン」によると、令和4年度末の時点で、本市の65歳以上人口に占める認知症高齢者数は約42,000人と推計されており、高齢者の約7人に1人に相当します。また、要介護認定率も全国平均を上回っており、今後も要介護認定者数は緩やかに増加を続け、令和17（2035）年ごろに約73,000人でピークを迎えると推計が示されています。さらに、障害のある人に係る施策の総合的な推進や障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた「北九州市障害者支援計画」によると、令和4年度末における本市の障害のある人の人数は、76,769人（障害者手帳所持者数の合計で重複含む）であり、本市人口の約12人に1人に相当します。

誰もがいきいきと暮らすことができる地域づくりを進めていくためには、地域住民の相互理解や地域での見守り・支え合いだけでなく、福祉サービスの提供が必要です。一方で、既存の地域福祉活動の担い手の減少やサービスを提供する福祉施設の人材不足が危惧されています。実際、令和6年度に実施された「北九州市地域福祉に関する意識調査」では、地域活動が抱えている課題として、地域の担い手不足をはじめ、人材の育成・確保に関する項目が多く挙げられており、住民も同様の課題を感じていることが分かります（図表4）。

今後、地域福祉活動の担い手や福祉人材を育成・確保していくことが喫緊の課題です。そのためには、地域住民に当事者意識を持ってもらい、行動へつなげることや、仕事や家事・育児などの合間でも参加できる活動情報の提供などの効果的な広報・啓発の取組みが求められます。さらに、多くの地域住民が地域福祉活動に積極的に参加できるような環境整備も必要です。

【図表4】 地域活動が抱えている問題について



出典：北九州市 「令和6年度 北九州市地域福祉に関する市民意識調査報告書」

## 4 福祉ニーズの複雑化・多様化

困りごとを抱え、支援を必要とするのは、高齢者や障害のある人に限られるものではありません。例えば子どもに関しては、本市の子ども総合センターに寄せられる児童虐待通告件数と対応件数が、年々増加しています（図表5）。この背景には、通告制度の定着や市民の意識の高まりにより、早い段階で相談や通告が行われるようになってきたことも影響していると考えられます。しかしながら、児童虐待は子どもの成長に深刻な影響を及ぼす課題であり、地域全体で気づき、早期に支援につなげていくことが引き続き重要です。

また、令和3年度末に実施された「生活状況に関する実態調査（ひきこもり等実態調査）」では、約12,400人が広義の引きこもり状態にあると推計されました。このような困りごとには、本人の成育歴だけでなく周囲の環境などの多様な要因が重なっている場合が多くみられます。8050問題や生活困窮など、世帯全体の課題が明らかになるケースもあり、一人ひとりの状況に応じて、分野を超えた関係機関の連携・協働する包括的な相談・支援体制が必要となっています。

そのためには、困りごとが深刻化する前に、身近な地域で変化に気付くことが大切です。地域で多世代が交流できる場づくりや、地域を巻き込んだ「子ども食堂（地域食堂）」などの取組みは孤立を防ぎ、困りごとを抱える人を早期に支援につなげる役割を果たしており、今後もこうした活動の継続と支援が重要です。

【図表5】 児童虐待通告件数と相談対応（種別）件数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待通告件数	2,593件	2,576件	2,955件	3,061件
児童相談対応件数	2,363件	2,515件	2,855件	2,977件
（身体的虐待）	524件	504件	598件	705件
（性的虐待）	18件	32件	30件	40件
（心理的虐待）	1,548件	1,592件	1,872件	1,821件
（ネグレクト）	273件	387件	355件	411件

出典：令和3年度は北九州市 「令和5年度北九州市子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書」  
令和4年度以降は北九州市 「令和6年度北九州市子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書」

## 5 災害時の福祉支援体制

近年、全国各地で異常気象に伴う集中豪雨や、台風の巨大化による風水害が頻発し、その被害も甚大化しています。これまで比較的災害が少ないと思われていた本市においても、平成30年7月には豪雨による人的被害が発生し、令和7年8月豪雨災害では、がけ崩れや浸水などの水害が市内全域で135件も発生しました。また、今後も本市に大きな被害を与える恐れのある災害として、プレート境界周辺で起こる南海トラフ地震や小倉東断層や福智山断層などの活断層による地震が想定されています（図表6）。

今後は、より一層「自らの命は自らで守る」という地域住民の「自助」意識を育み、一人ひとりが災害に備えることが重要です。また、昨今は行政による「公助」だけでなく、地域住民が互いに助け合う「共助」が重要視されています。日頃の地域づくりを通じて支援が必要な人を把握し、有事を想定した声掛けや避難場所までの誘導などの避難支援体制のしくみづくりを促進し、災害に強い地域コミュニティの構築を進めます。

【図表6】 北九州市で想定されている地震（活断層による地震）



平成24年の福岡県の調査によると、より大きな被害が予想される小倉東断層による地震が発生した場合、震度6弱（一部6強）の揺れ、死者429人、建物全壊6,172棟、建物半壊4,404棟が想定されています。

出典：北九州市HP 北九州市で想定されている地震や備えについて

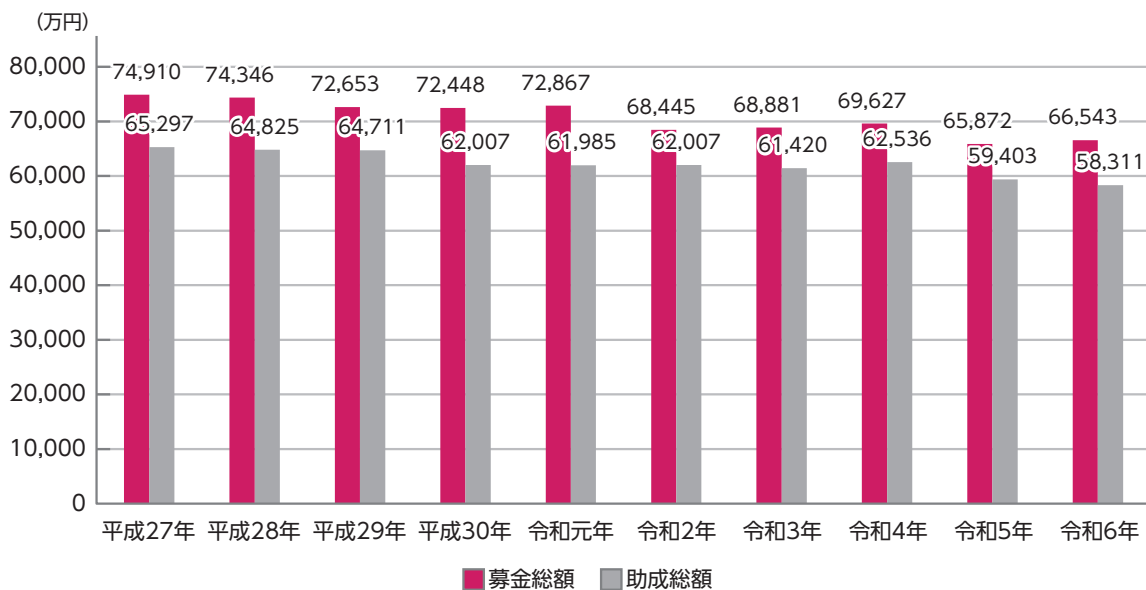
## 6 活動財源の確保

最近の円安の進行や、ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢の影響による物価高騰、さらには人件費上昇などの社会経済の変化は、福祉団体や施設などの活動継続にも影響を及ぼしています。

一方で、様々な福祉団体などの大きな活動財源として活用されてきた赤い羽根共同募金についても、福岡県内の募金実績額が年々減少し、各種事業への助成額の減少が続いています（図表7）。

今後も安定的で持続可能な地域福祉活動を展開していくためには、財源の確保に向けた住民や企業の理解と賛同を得る手段を検討するとともに、限られた資源を効率的に活用するための組織体制の見直しが必要です。

【図表7】 福岡県赤い羽根共同募金 募金総額と助成総額の推移



出典：募金総額は赤い羽根共同募金 統計データ（募金編）「歴年統計（募金）」募金実績（募金方法別）  
助成総額は赤い羽根共同募金 統計データ（助成編）「歴年統計（助成）」内訳表（都道府県別）

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

## 2 国の動向

### 1 重層的支援体制整備事業の創設

社会福祉法の改正により、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。市町村全体の支援機関・地域の関係者が困りごとを断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築を目指します。

### 2 「障害者差別解消法」の改正

令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」が令和6年4月から施行されました。従来は努力義務であった、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、この改正により義務化されました。

### 3 孤独・孤立対策

孤独・孤立に関する多様な支援組織間の連携及び官民連携を促進することで、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応することを目的として、令和4年2月に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が設置されました。また、令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行されたことを契機として、孤独・孤立についての理解・意識を社会全体で高め、対策を進める機運を醸成していくため、毎年5月を強化月間として集中的な取組みが呼びかけられています。

### 4 「女性支援新法」の制定

令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されました。生活困窮、身体的・精神的DV、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害などの様々な背景や困難を抱える女性が適切な支援を受けられるように、都道府県に対して「女性支援センター」の設置などの支援体制の構築が義務づけられました。また、市町村は様々な支援の実施主体として、関係機関や民間団体などと連携・協力した包括的な支援体制を整備するよう求めています。

## 5 「こども基本法」の制定

令和4年6月に成立した「こども基本法」が、こども家庭庁の創設と同時に令和5年4月から施行されました。本法には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、6つの基本理念が定められました。また、それに基づく「こども施策」策定・実施を国及び地方公共団体の責務とし、事業主に対しては仕事と家庭の両立などの雇用環境の整備、国民に対してはこども施策への関心と理解を深める努力義務などが定められています。

## 6 「児童福祉法」の改正

令和4年6月に改正された「児童福祉法」が令和6年4月から施行され、子育て世帯への包括的な支援体制を強化するために、市町村に対し、こども家庭センターの設置の努力義務化などが定められました。

また、令和7年4月にも保育人材の確保などに関する体制の整備や、虐待を受けた児童などへの対応強化を図る改正が行われ、令和7年10月以降に順次施行されています。

## 7 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業などによる収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象に「緊急小口資金等の特例貸付」が行われました（令和2年3月～令和4年9月）。令和5年1月から償還が始まりましたが、貸付を利用した滞納世帯のうち、積極的に支援を求めてこない世帯に対し、架電や訪問などによるアウトリーチを通じた相談支援を行い、償還免除などの制度・サービスへつなげたり、生活困窮者自立相談支援事業などと連携し、対象者の自立に結び付けるためのフォローアップ業務が行われています。

## 8 「認知症基本法」の制定

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念や基本となる事項などを定め、国・地方公共団体が施策を策定・実施する責務があることが示されました。

また、国民も認知症に関する正しい知識や理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることも示されています。

## 9 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の拡充に向けた動き

令和7年5月に「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめが公表されました。内容としては、身寄りのない高齢者など、経済的な理由により民間事業者によるサービスを受けられない人については、新たな事業として、現行の日常生活自立支援事業で行っている金銭管理や見守りに加えて、入院や入所などの円滑な手続き支援、死後の事務支援などを第二種社会福祉事業として法的に位置づける社会福祉法の改正が検討されています。

## 10 民法改正に伴う成年後見制度の見直しに向けた動き

令和7年6月に中間試案が取りまとめられました。主な内容は、利用者の意思をより尊重する制度とするために、終了時期を定められるようにする「終了規定の創設」、「成年後見人の交代を容易にする規定」、「被後見人の自己決定を尊重する原則の徹底」などが盛り込まれ、2026年の民法改正に向けて検討されています。

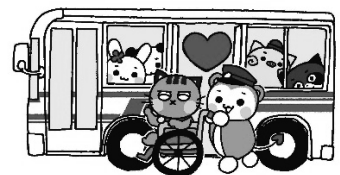
### Topic

#### 合理的な配慮の提供とは

合理的配慮とは、障害のある人から配慮を求められた場合、過度な負担とならない範囲で、社会的障壁（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁（バリア）になるようなものを指します）を取り除くための必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことです。障害のある人から配慮の申し出があった場合、市や事業者は、その内容や障害の状況に応じて対応することが必要です。特別扱いではなく、障害のある人もない人も平等な状況を整えることが目的です。

#### 【相談の例】

- ・聴覚障害ある人から自動車学校に対し、学科教習を受ける際に手話通訳者を配置してほしいと相談。話し合いの結果、すべての学科教習に手話通訳者を配置することはできないが、学科教習時はタブレット端末を用い、障害者支援アプリ（音声を変換するアプリ）を使用することを認める対応をしました。



出典：北九州市 令和7年1月「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（通称：障害者差別解消条例）」リーフレット  
※例は北九州市 障害を理由とする差別に関する相談事例等の提供より

### 3 前計画における主な重点事業の成果と課題

#### 1 成果と課題

「北九州市地域福祉活動第六次計画 地域共生！きたきゅうプラン 2021～2025」（令和3年度～令和7年度）では、3つの基本目標と14の基本項目に沿って地域福祉を推進しました。

（※実施回数などは、特別の記載がない限り令和3年度～令和6年度の回数より算出）

#### 基本目標 I

福祉の風土を広げ、地域の困りごとに気付く力を高めよう  
～見守りのしくみの充実～

#### 基本項目1 福祉の心を広げよう

地域住民一人ひとりに、福祉への関心を持っていただくため、既存の広報活動に加え、SNS（LINE、Instagram、Youtubeなど）を活用し、年齢を問わず情報を手にしやすい環境づくりに努めました。また市社協のマスコットキャラクター「プチボザウルス」を活用し、LINEスタンプの販売や戸畑リハビリテーション病院及び北九州市立大学生と「プチボ体操」を共同制作しました。



ふれあいフェスタ2025にて  
来場者とプチボ体操

課題として、整備した環境をより多くの人に活用していただき、福祉に関する情報を届けることが必要です。そのために共感を呼びやすい内容やターゲット層を明確にした情報発信を行い、SNSの登録を働きかけます。さらに、障害のある人をはじめ、情報取得や参加が難しい人に配慮した情報提供が必要です。

#### 基本項目2 福祉を学び、福祉の仲間を育もう

既存のウェルクラブ活動の充実のほか、施設や企業、北九州市立大学との「ふくし教育プログラム」の協働開発・実施や、コロナ禍で中止していた「夏ボランティア体験学習」の再開を通じ、次世代を担う子ども



小学校での「ふくしの出前授業」

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

もたちの福祉の心を育む学びや体験の機会を提供しました。

また、現役世代などへは福祉への関心を高めるために出前講演を実施したり、10万人を達成した認知症サポーター養成講座など各種講座・研修を通じての学びの機会を提供しました。

さらに、年長者研修大学校では、主体的に地域活動を担ってもらえるような地域福祉・ボランティアに特化した年間コースの開設や、クラブや同好会、ボランティアグループの活動を支援し、高齢者の生きがいや社会参加の促進を図りました。

課題として、研修受講者などが、その後の地域福祉活動につながりにくい現状があるため、他団体や事業とのネットワーク・連携強化を進め、活動参加の機会を広げることで、新たな地域の担い手としてつなげるしくみづくりが必要です。

### 基本項目3 見守る力を高めよう

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ふれあいネットワーク活動の見守り活動にも制限がかかりましたが、各地域では手紙や電話を活用するなど創意工夫しながら非接触での安否確認を実施しました。また、市社協からICT（LINEやZoomなどのWebツール）の活用を提案したり、民生委員・児童委員活動にタブレット端末を導入したりするなど、地域づくりの基盤となるこれらの活動が停滞しないように努めました。



民生委員へタブレット端末の操作説明

課題として、福祉協力員や民生委員・児童委員などの活動の担い手不足が挙げられます。これらの解消に向けて、広報・啓発活動の拡充、関係機関・団体との連携に加え、近隣住民や地元企業の理解・協力を得ながら、一人に負担が偏らない活動体制のしくみづくりが急務となっています。

### 基本項目4 困りごとを受け止める場をつくろう

地域住民同士のつながりや、困りごとを気軽に話せる場として校(地)区社協を中心に運営されているサロンに対して、助成金や活動の手引きの作成などによる運営支援に取り組みました。令和3年度当初はコロナ禍などのため、休会による減少もありましたが、令和6年度末時点で、129校(地)区で500カ所のサロンが



社会福祉施設でのサロン活動

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

設置・運営されています。

さらに特別養護老人ホームやグループホームなどの介護事業所（令和4年度から新たに住宅型有料老人ホームが追加）のサービス利用者に対しては、事業所に介護サービス相談員を派遣して、利用者の権利擁護を支援するとともに、困りごとや相談を受け止め、事業所とともに問題の改善やサービスの質的向上を図っています。

課題として、一部のサロンでは「支える側」「支えられる側」に分かれてしまい、支える側の負担が大きくなっているという現状があります。参加する人が「自分たちのサロン（居場所）」であるとの意識を持ち、「支える側」「支えられる側」の垣根をなくし、お互いにできることを出し合える関係性をつくる働きかけが必要です。

また、新たな居場所として注目されている子ども食堂（地域食堂）を支援するために「子どもの居場所づくり応援基金」を設置し、寄付の受け入れと運営資金の助成を行っています。子ども食堂（地域食堂）の数は年々増え続けており、持続可能な基金運用のためには、助成方法や金額の見直しが課題となっています。

## 基本目標 Ⅱ

# 住民、関係機関・団体のネットワークで困りごとを話し合おう ～話し合いのしくみの充実～

## 基本項目 1 困りごとを話し合う場をつくろう

見守り活動などで把握した困りごとの解決に向けた話し合いの場（連絡調整会議）では、地域住民だけでなく、専門職や行政も参画する地域が増え、身近な地域での包括的支援体制の構築や、それぞれの参加者が持つ専門性や資源などを活かした、特色のある地域福祉活動が創出されています。

課題として、顔の見える関係性はつくれても、解決に向けた話し合いをするという会議の意義が形骸化されている地域もあります。

また、複雑・多様化する地域の困りごとも増えてきており、より専門性の高い話題が出てくるようになりました。今後は専門職や行政との連携がますます重要となってきています。



コロナ禍でも対策し、話し合い活動を継続

## 基本項目 2 住民・関係機関・団体でつながろう

令和元年に市社協と各種別社会福祉施設協議会が「地域における公益的な取組」の協定を締結しました。以降、双方の取組みに対しての理解が進み、サロン活動やウェルクラブ活動、小地域福祉活動計画の策定委員会などへの参画が増加し、専門的な助言や活動へのサポートを得やすくなりました。また企業の社会貢献活動を支援するセミナーの開催や、様々な企業による社会貢献活動の情報発信を行いました。



施設の持つマイクロバスを活用した  
買い物送迎の実施

課題として、複雑・多様化する地域の困りごとに対応するために、福祉分野に加え、医療、教育などの福祉分野以外の団体・機関とのネットワークづくり・情報共有のしくみが必要です。しかし、社会福祉施設においては慢性的な人材不足やコロナ禍以降強まった感染症へのリスク警戒のため、継続的な連携・協働が難しい状況が続いています。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

### 基本項目3 困りごとを解決するしくみをつくろう

校(地)区社協が中心となって、住民や地域団体・関係機関などに呼びかけて策定する小地域福祉活動計画を推進するため、策定支援ツールの作成や、助成金の見直しなどを行いました。その結果、計画の策定校(地)区は令和3年度末の59校(地)区から、令和6年度末には137校(地)区へと大幅に増加しました。

課題として、今後も福祉に限らず多様な関係機関・団体が小地域福祉活動計画の取組みに参画できるよう働きかけを行う必要があります。また、策定した計画を多くの地域住民に知ってもらうための広報・啓発の実施や、効果的な取組みを実践することで地域住民からの理解・賛同を得られるような働きかけが必要です。



各地域で特色ある計画書が策定

### 基本項目4 未来に向けた活動を考えよう (調査・研究・提言)

持続可能な地域づくりを進めるために、令和3年に実施した福祉協力員意識調査や、毎年行っているボランティアグループ実態調査のほか、総合企画委員会で関係機関・団体と協議し、持続可能な活動に向けた企画・提言を行ってきました。また、NPO法人抱樸が中心となって進めている「希望のまちプロジェクト」へ参画し、住民や地域団体との信頼関係の構築や各種団体との連携・協働による推進など、他団体・機関が中心となって行っている取組みにも積極的に参画しました。

さらに、将来の担い手となる若い世代が“ふくし”に触れ、楽しく活動に関わるきっかけづくりとして、高校生向けのふくし講座を大学生と企画・実施しました。今後も、若い世代のアイデアも取り入れながら、共に新たな活動を生み出す機会を創出するとともに、様々な人が主体的に地域福祉活動に参画できるようにしくみづくりに取り組んでいきます。



「希望のまち」建設予定地でのカフェの開催

## 基本項目1 生活の困りごとを助け合おう

見守り活動などで把握した様々な困りごとに対応するためには、公的なサービスに加え、地域住民による助け合い活動が必要です。令和6年度のふれあいネットワーク活動では、福祉協力員やニーズ対応員が日常簡易な困りごとに対し、延べ739,641件の助け合い活動を行いました。



無理なくできる範囲での助け合い活動

また、市社協では「シルバーひまわりサービス」や「腕自慢おまかせサービス」などの市民参加による助け合い活動のしくみがあります。さらに、生活上の困りごとと活動の担い手をマッチングさせる地域生活支援相談員を配置し、地域住民の助け合い活動のしくみも整備しています。前者は高齢者のちょっとした困りごとの解決や外出・社会参加の促進、後者は地域コミュニティの醸成を図りながら、ボランティアのすそ野を広げています。

課題として、今後も困りごとは増えていくことが見込まれるのに対し、活動者の高齢化・人材不足により助け合い活動が難しくなる地域も出てきています。担い手の確保・育成に加え、地域と専門職の連携強化により、地域での解決が難しい課題でも受け止め、つないで対応できるような包括的な相談体制づくりを進めていきます。

## 基本項目2 ボランティア・市民活動を進めよう

年代を問わずに多様な人が携われるしくみや、学び・体験の機会を提供するために、研修・講座のテーマを広げ、ワークショップの手法を取り入れるなど、楽しく学び合い活動につながる機会を提供しました。また、ボランティア登録や情報発信のデジタル化を進めることで、SNSを活用して現役世代のボランティア活動の輪が拡大したほか、企業や大学生に実行委員として参画してもらい、知って学んで楽しめる啓発イベントを実施しました。

引き続き、誰もがボランティア活動をすることができ、誰も排除されない共生社会の実現に向けて、すでに地域で活躍している人材や、今後活躍が期待される多様な人材に目を向けて積極的に交流を図り、お互いの特性・強みを活かすことができる協働のあり方を模索していくことが求められます。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

### 基本項目3 安心な暮らしを守ろう（権利擁護）

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な人の金銭管理支援や定期訪問による見守りなどを行う「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。また、施設入所契約など法律的な課題を抱えるケースなどは「成年後見事業」へ移行して、継続的な支援を行える体制を整え、対象者の権利擁護の推進に取り組みました。



サロンの場を活用した終活に関する出前講座

また、令和2年度から実施している終活相談事業では、令和4年度から相談回数を拡充し、毎月テーマを変えた専門相談を始めました。令和7年度には終活に関する総合相談窓口である「終活あんしんセンター」を開設し、終活の様々な悩みを抱える人への相談を受け止める体制を構築しました。

さらに、地域住民に対し、「出前講演」を通じた権利擁護支援や、エンディングノートを活用した「自分らしい終活」の広報・啓発を行ったほか、市民後見人養成研修を通じた新たな権利擁護の担い手の確保に努めました。

課題として、身寄りのない高齢者や障害のある人の増加が見込まれる中、受任体制を維持・強化するために必要な専門職の人手不足が懸念されています。また、市民後見人については、養成を進めているものの、支援内容が複雑で専門的な対応が必要でないケースにおいても選任されにくい現状があります。

そのため、受任体制の強化や関係機関と連携した市民後見人の活動支援の強化などが必要です。また、地域住民に権利擁護や終活について、さらに理解を広げるためにも、法制度や専門用語などをわかりやすく伝える工夫を検討していきます。

### 基本項目4 社会参加・自立をすすめよう

一人ひとりの社会参加・自立を妨げる要因は様々あります。高齢者に対しては、市内50カ所の市民センターで介護予防運動などを行う高齢者地域交流通所事業や、介護保険施設でボランティア活動をする介護支援ボランティア事業を通じ、社会参加や生きがいづくりを推進しています。

課題としては、コロナ禍の影響による活動の停滞が続いています。はじめの一步を踏み出すための支援とやりがいをもって活動を継続できるような支援を進めていく必要があります。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

また、コロナ禍により生活基盤の困りごとを抱えた人向けの生活福祉資金特例貸付が令和2年に開始されました。令和4年9月末の貸付終了までに約42,800件、165億円に上る貸付を実施し、令和6年度から滞納者などへフォローアップも行っていきます。

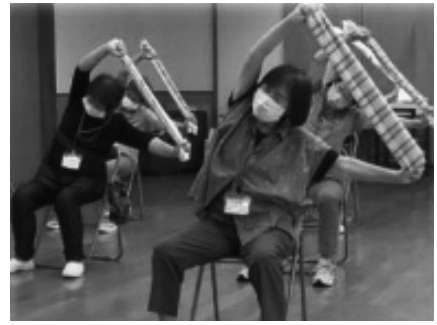
さらに、令和7年度から重層的支援体制整備事業が市域全体で始まりました。様々な困りごとを抱えた人への個別支援とその人が住む地域の体制づくりを、行政を中心に関係機関・団体が一体となって、包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

課題として、専門性を持ちながら地域づくりを促進できる人材の育成や、多様な関係機関との連携の強化が必要です。

### 基本項目5 災害時に備えよう

全国各地で自然災害が頻発し、被害も甚大化するなかで、防災・減災の取組みとして、地域ではふれあいネットワークを基盤とし、地域団体や社会福祉施設と連携した避難訓練を行っており、地域住民も多く参加しました。また、災害ボランティア養成講座や災害ボランティアセンター設置・運営訓練を毎年実施しました。さらに、市社協と災害時相互協力協定を締結した団体との連絡会議などを実施し、災害ボランティア活動の環境整備や、関係機関・団体との連携強化にも取り組みました。

今後も、地域においては、高齢者や障害のある人、病気やケガで移動が困難な人など特別な配慮の必要な人の情報収集を行う一方で、その方法や個人情報の適切な取り扱いについて、当事者などを巻き込みながら検討を図る必要があります。災害ボランティアや災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を進めるとともに、平時からのボランティア・市民活動への関心を高める広報・啓発にも注力していきます。



通所事業のプログラム（タオル体操）



令和7年8月豪雨災害における若松区での災害ボランティア

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

## 基本項目6 活動のための財源をつくろう

持続可能な地域福祉活動を展開していくためには、安定した財源の確保が不可欠です。財源となる賛助会費や寄付金、補助金をいただくためには、市民や企業、行政から地域福祉活動に対する理解と賛同を得る必要があります。そこで、日頃の地域福祉活動や事業の実績について広く知ってもらうために、チラシのほか、SNSを活用して情報発信を行いました。

また、ふれあいネットワーク活動や、行政からの委託事業を適切に実施し、市民や行政からの評価を得ることで、市民からの会費や寄付金、共同募金と行政からの補助金や委託金の確保に努めました。

今後も、地域福祉活動を安定的かつ継続的に進めるための財源確保に向けて、市社協では「中期経営計画」を基に組織の改編や効率化を図ります。さらに、市民や行政からのニーズに対応した活動や事業を行うことで、理解や賛同をいただけるよう、さらなる地域福祉活動の見える化と積極的な広報・啓発を進めます。

※下線部は巻末（P58～）に説明があります。

## 小地域福祉活動計画の策定・推進

小地域福祉活動計画とは、校(地)区社協が中心となり、住民や地域団体・関係機関等に呼びかけて策定する、校(地)区の地域福祉活動に関する中期(5カ年)の計画です。将来のまちの姿を描き、地域の福祉課題や資源も見つけながら、みんなで話し合っ計画を策定・推進しています。(令和6年度現在、市内137校(地)区が策定・推進)

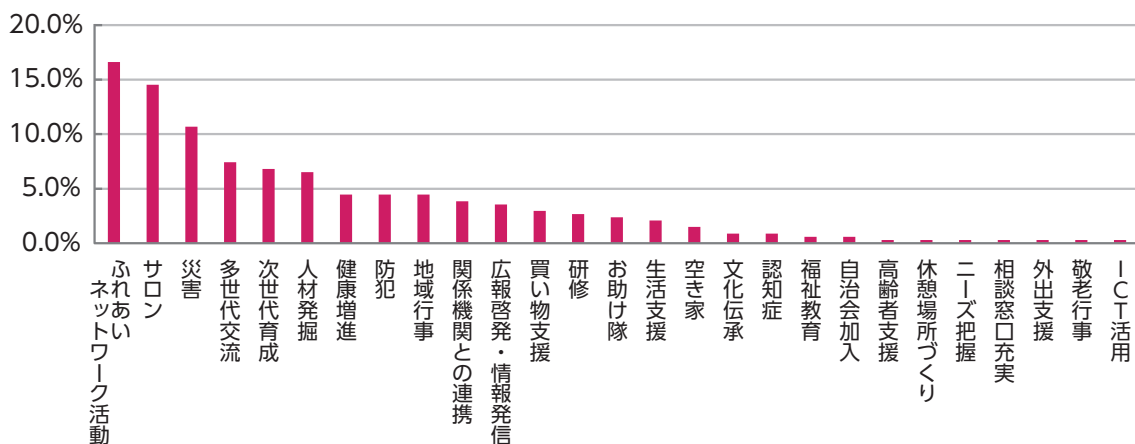
主な取組み(重点実施項目)としては、ふれあいネットワーク活動の充実・強化(再構築)が最も多く、サロン活動や災害に備える体制づくりが続きます。市街地の校(地)区では、ふれあいネットワーク活動の充実や次世代育成への取組み、郊外の校(地)区では買い物支援や空き家対策・活用、門司区や小倉南区では過去の水害への対応として災害に備える体制づくりが多く、地域ごとの課題に即した計画が見られます。

本計画では、155全ての校(地)区で計画を策定し、区社協職員(コミュニティソーシャルワーカーなど)が校(地)区社協とともに計画の進捗を定期的に点検し、成果や課題を共有しながら住民が「やりたい活動」を実現できるよう支援します。

また、第2次、第3次計画の策定を迎える校(地)区も含め、地域資源を最大限に活用し、社会福祉施設やNPO、企業、学校関係、当事者団体、医療関係などと役割分担して持続可能な協働体制が築けるようコーディネートし、地域力を高める福祉のまちづくりを進めます。

なお、国は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進のために第2層協議体(生活支援体制整備事業)の設置を進めています。本市においては、多様な主体が参画し、地域の課題解決のための取組みを創出する小地域福祉活動計画の策定・推進を国が示す第2層協議体の役割として位置づけています。

主な取組み(重点実施項目)の割合 (令和6年度まで137校(地)区)



※下線部は巻末(P58~)に説明があります。

## 地域の“つながり”を育む拠点 — ウェルとばた

ウェルとばたとは、北九州市立福祉会館と北九州市立戸畑市民会館の総称で、福祉の向上と福祉活動の活性化を目的とした複合拠点施設です。

主な機能として、福祉会館棟は福祉に関する相談窓口が設置されており、生活上の不安や課題を抱える人の相談・支援を行っています。また、市民会館棟はホールや会議室などがあり、地域団体やボランティアが集い、活動する場として活用されています。

ウェルとばたが担うのは、単なる施設運営だけでなく福祉と文化の融合を目指した“つなぎ役”です。イベントを通じた福祉情報の提供や映画上映会といった福祉情報の発信、音楽イベントなどを通じた人と人とが穏やかにつながる機会を設けます。

また、地域食堂を通じ子どもと子育て家庭を支える取組みの支援や、行政や学校と連携した学生がプロデュースする若者の居場所づくり、障害のある人や高齢者の芸術文化活動への参加や発表の場を提供し、自立と社会参加を促進しています。



**問合せ** ウェルとばた管理課 TEL 871-7200 ・ FAX 871-7211

## 北九州市立年長者研修大学校（周望学舎・穴生学舎）と北九州穴生ドーム

年長者研修大学校は、高齢者の生涯学習と社会参加を促進する機能を活かし、生きがいや健康づくりだけでなく、進化するデジタル社会と多様なライフスタイルに対応した多彩な年間コースを開設し、シニア世代の活力を地域活性化に繋げています。

北九州穴生ドーム（全天候型ドーム式多目的グラウンド）では、生涯スポーツのテニスをはじめ、障害のあるなしに関わらず誰もが楽しむことができるニュースポーツの普及啓発により、子どもから高齢者までの健康増進並びに心身の健全な発達・育成及びコミュニケーションの促進を図っています。



北九州市立年長者  
研修大学校のHP

**問合せ** 年長者研修大学校 周望学舎 TEL 591-2626 ・ FAX 591-2629  
年長者研修大学校 穴生学舎 TEL 645-6688 ・ FAX 645-6661  
北九州穴生ドーム TEL 645-6691 ・ FAX 645-6661

## 2 前計画における主な評価指標のまとめ

No.	定量指標	目標設定時 (R1)	第六次計画中の推移		最終年度 の目標
			R3	R6	
基本目標Ⅰ	福祉に関する 研修・講演の受講者数 (各種研修、出前講演、認知 症サポーター養成講座)	14,259人	5,480人	10,628人	15,500人
	ウェルクラブ活動の参加者数	1,393人	788人	1,887人	増加
	夏ボランティア体験学習の 参加者数	2,124人	R2より 中止	24人 (19組)	
	福祉協力員の人数	63世帯に1人 (6,830人)	73世帯に1人 (6,652人)	78世帯に1人 (6,203人)	50世帯に 1人の配置
	サロン開設数	417ヶ所	395ヶ所	500ヶ所	増加
	118 校(地)区		129 校(地)区		
基本目標Ⅱ	連絡調整会議を月1回または 2か月に1回定期的に開催する 校(地)区社協数	130 校(地)区	127 校(地)区	126 校(地)区	155校(地)区 社協での実施
	社会福祉施設と連携した 取組みを行う校(地)区社協数	58 校(地)区	31 校(地)区	44 校(地)区	100校(地)区 社協での推進
	小地域福祉活動計画の 推進を行う校(地)区社協数	49 校(地)区	59 校(地)区	137 校(地)区	100校(地)区 社協での推進

No.	定量指標	目標設定時 (R1)	第六次計画中の推移		最終年度 の目標
			R3	R6	
基本 目標 Ⅲ	ふれあいネットワーク活動の 助け合い活動件数	721,850件	614,417件	739,641件	増加
	シルバーひまわりサービスの 送迎件数	4,114件	2,532件	4,628件	稼働率 65%
		55%	44.2%	64.0%	
	ボランティア相談・ コーディネート件数	31,039件	25,089件	37,890件	増加
	権利擁護セミナーの開催	1回 (市域)	1回 (区域)	2回 (区域)	7区域での セミナーなど の開催
	権利擁護に関する 出前講演の開催	13回	13回	6回 ※終活含まず	
	地域福祉権利擁護事業の 契約者実数・待機者数 (各年度末時点)	契約者 311人	契約者 284人	契約者 276人	待機者の 解消
		待機者 29人	待機者 24人	待機者 47人	
	法人後見・ 市民後見受任新規件数	10件 (市民後見1件)	4件	3件	10件/年 (延べ150件)
		延べ 102件	延べ 111件	延べ 121件	
	生活困窮者自立相談支援事業の 新規相談受付件数 (人口10万人あたりの相談件数)	15.6件/月	46.9件/月	22.7件/月	16件/月
災害ボランティアの登録者数	332人	325人	429人	400人 (20件/年増加)	
市社協賛助会費収入(千円)	10,220千円	9,558千円	9,207千円	11,880千円	

### 3 前計画の総括

前計画の評価については、本計画の策定作業と並行して進める必要があることから、計画期間の最終年度（令和7年度）における実績が反映しきれないタイミングでの評価となっています。そのため、4年目までの総括として位置づけ、最終的な評価は令和8年度に市社協の常設委員会である総合企画委員会に報告することになっています。

第六次計画期間中には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、研修・講演の受講者数、連絡調整会議の開催、社会福祉施設との連携した取組みなど、一部において目標達成が困難な状況が生じました。これらの指標については、感染症拡大防止の観点から活動制限が不可避であったことを踏まえ、単純な達成度のみで評価するのではなく、活動継続の工夫やオンライン化などの取組みのプロセスといった定性的な観点も加味して総合的に評価したいと思います。

一方で、小地域福祉活動計画の推進校(地)区数や災害ボランティアの登録者数など目標値を大きく上回る取組みもありました。計画の推進については、コロナ禍を契機として地域課題が顕在化したことや、区社協職員による地域に寄り添った支援が充実したことを背景に、推進校区数が大きく増加したものと考えられます。また、災害ボランティアの登録者数の増加は、社会的な防災意識が高まったことや、実際に災害が起きたことで我が事と捉える人が増えたことによるものと考えられます。

なお、第六次計画の取組みを通じて明らかになった課題は本計画に反映し、今後5年間の取組みの中で引き続き推進していきます。

#### 第六次計画の課題を踏まえた第7次計画への反映についてのイメージ

##### 第六次計画の課題

- SNSなどの環境を活かしきれず、より多くの方へ情報を届けられていない
- 研修受講者などが活動の担い手としてつながらず、新たな活動者の確保が困難
- 活動者の人手不足や負担の偏り
- 複雑・多様化する困りごとを抱えた人の顕在化
- 近年多発する災害への不安と地域での防災体制の更なる充実
- 様々な困りごとに対応するための連携・協働の更なる充実
- 各組織の人材不足などによる継続的な活動の展開への懸念

##### 第7次計画へ反映させる要素

- 属性を問わない情報提供の在り方や戦略的な情報発信
- 福祉について学ぶ機会や活動参加の機会の提供
- 誰でも参加できる環境の整備
- 活動者の負担軽減に向けた仕組み・地域づくり
- 複雑・多様化する困りごとへの対応
- 平時からのつながりを深め、災害時の支援体制などの充実を図る
- 福祉の分野を超えた連携・協働の推進
- 活動を支える財源や人材確保などの基盤強化
- 将来を見据えた検証や協議